

一般社団法人 長崎県社会福祉士会
WEB 会議ツール等利用規則

規則第 8 号

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人 長崎県社会福祉士会（以下「本会」とする）会員が、本会契約の Web 会議ツール（以下、zoom 等）の利用を希望し、使用する際の基準を定め、会員の意見交換、および研鑽等を支援するものである。

(利用資格)

第 2 条 zoom 等の利用申請できる者は、本会正会員に限られる。

2. 利用は本会会員が主催とし、会員が参加の中心となる会議、研修会に限る。

(申請方法)

第 3 条 申請者は事務局宛てに送付する利用申請書をもって利用の申請を行う。

2. 申請は事務局まで電子メールにて利用申請書を送付する。
3. 申請は、事務局の前営業日 15 時までに申請を行わなくてはならない。
4. 申請者は、事務局から希望日時の訂正や説明を求められた場合、速やかに対応する必要がある。

(決定後の手続き)

第 4 条 利用の決定は、事務局長が判断する。

2. 希望日時が他と重なった場合は、本会理事会、委員会会議、本会及び委員会主催の研修会を優先する。
3. 利用決定後、事務局でミーティング予定を設定し、必要事項を申請者に連絡する。

(利用アカウントの管理)

第 5 条 申請者は理事会の許可なく、他者に予定されたミーティングや管理者（ホスト）権限を譲渡してはならない。ただし、zoom 等利用中に共同ホストを設置することはできる。

(規程の変更)

第 6 条 この規定は理事会の承認がなければ変更できない。

(附 則)

- ・この規則は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。